

上落合地域

来年春に2カ所の認可保育所開設

今年4月の待機児童が多かったのが西北地域(戸塚・落1・落2出張所管内)でしたが、上落合地域に来春開設予定の認可保育所の事業者が決定しました。

(仮称)あい保育園落合

開設予定地 上落合1-5-2
開設時期 2018年4月1日
予定定員 117人
事業者名 (株)アイグラン

(仮称)ほPPERランド上落合

開設予定地 上落合1-15
開設時期 2018年5月1日
予定定員 80人
事業者名 (株)テノ・コーポレーション

保育園・学童クラブの待機児童解消策について



雨宮たけひこ 議員

4月1日現在の保育園の待機児童数

- 国基準の待機児童…27名 (昨年比-31名)
- 認可保育所を希望して入れない待機児童数…178名 (昨年比-104名)

問

国は「待機児童の定義」をとりまとめましたが、国定義では待機児童にカウントされない児童も認可保育所に入所できるように増設せよ。

答

利用実績を踏まえ、保育ニーズに応じた保育所整備をすすめる。

問

来年度に向けて681名分定員を増やす計画の予算だが、進捗状況と達成の見通しはどうか。

4月現在の学童クラブの状況

- 定員1485名に対して登録者数1671名 (定員オーバー館は区内学童クラブ30館中22館)
- 待機児童は12施設46名 (昨年比15名増)

答

都の認可基準適合性だけでなく、望ましい保育環境になるよう誘導する。区は賃貸物件を活用して保育園を整備しているが、ベランダや屋上で外気に触れたり水遊びできる環境整備に努めている。

問

東京都の小池知事が、国家戦略特区内では窓のない部屋も保育室として使えるよう規制緩和を提案している。新宿ではこのような施設は整備せず、園庭のある保育園を整備すべきだ。

答

新宿区は来年4月の待機児童ゼロを目指す。

問

政府は、待機児童解消の時期を3年先送りしたが、区は予定通り来年4月ゼロ目標を達成せよ。

答

西北地区の2カ所は事業者が決定し、他の案件でも問い合わせがある。確実に開設できるよう整備を推進する。

代表質問

問

ゆとりがある学童クラブは4年生以上も利用可能なのに、ゆとりがないところはダメというのは公平を欠く。区はこの間、学童クラブ機能つき放課後子どもひろば(ひろばプラス)で代替し、学童クラブを増やさないで来たが、増設すべき。

答

定員を大幅にオーバーしているクラブについては、出席予定数の状況を見ながら、児童館内の優先利用スペース確保を考える。必要な地域では、学童クラブ確保方策も検討する。

新宿区内の事業者支援について

来年度からの「新宿区産業振興プラン」策定に先立ち、昨年度実施した「新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査」報告書がまとまりました。自社の「商品・製品・サービスの品質が高い」と評価する一方、「広告・宣伝・情報発信力」に課題があり、「事業継承」に悩みを抱えていることが浮き彫りになりました。

問

「広告・宣伝・情報発信力」に関し、新宿区商店会連合会運営のホームページ「新宿ルーペ」は区の協働提案事業だが、あと1年で協働提案事業が終了する。区の本格事業にして、コンテンツや各店のホームページを充実して魅力向上をはかるべき。

答

サイトの情報更新が大切なので、商店街の基本情報と個店の情報登録をすすめる、商店会で更新できるよう支援している。協働事業終了後も、商店会サポーターの活動などを通じて支援し、情報発信に努める。

問

東京オリンピック・パラリンピックを外国人向けの商機拡大のチャンスととらえ、区内の大学・専門学校と連携して、外国語のホームページ作成支援を強めるべき。

答

中小企業の受発注のマッチングやビジネスパートナー開拓等を支援するため、関係団体が参加する中小企業世界発信プロジェクト推進協議会が運営する情報ポータルサイトへの登録を案内している。今後はホームページ作成を含めICT技術活用の情報発信について、大学や専門学校との連携の仕組みや支援方法について検討する。

問

区内企業の自慢の逸品の販路拡大のため、アンテナショップ的な店舗開設や、昨年実施した「しんじゅく逸品マルシェ」を区役所庁舎で年複数回開催してはどうか。

答

「しんじゅく逸品マルシェ」は出展者にも負担をかけるので年1回を考えている。観光協会のホームページで紹介するなどして商品・製品の情報を発信し、店舗にお客様を誘導するよう取り組む。

問

後継者がいれば事業継続が可能な企業を支援するため、高田馬場創業支援センターの体制を充実して、「後継者バンク」をつくるなどの事業承継支援を強化すべき。

答

後継者バンクはつくりやすいが事業継続を考える企業を支援する。

住宅施策について

新宿区は、20年の区民住宅貸出し期間を終えた住宅を「特定住宅」として貸し出しています。5年の定期借家契約で家賃は市場の8割で募集していますが、借り手がつきません。新宿区は建物のオーナーに借り上げ賃料を払っており、6月現在43戸が空き家の特定住宅で、その分年間8000万円を区が負担することになります。特定住宅は今後も増えるので、さらにこの額が増加する可能性があります。

(2面つづく)

各議員は、定例の法律・くらしの相談会を行っています。お気軽にお問合せください。



あざみ 民栄

市谷砂土原町3-18
電話 090-1802-4520



あべ 早苗

新宿7-16-13
電話 090-4015-8151



雨宮たけひこ

左門町12 ライジングプラザ5A
電話 090-1544-5088



川村のりあき

西落合1-32-18
電話 070-6510-8893



近藤 なつ子

戸山1-16-16-310
電話 090-4849-3227



沢田 あゆみ

西早稲田2-19-1共美ビル101
電話 090-3088-9591



佐藤 佳一

北新宿1-6-16-602
電話 090-2641-8431



田中のりひで

上落合1-1-15落合パークファミリア302
電話 080-5483-5516

代表質問

問 3月予算特別委員会でも指摘したが、税金の無駄づかいにならないため一番損害が少なくて済む方法の検討はどのようになっているのか。

答 今年4月から入居要件を一部緩和し、区外からの転入も可とし、子どもの対象年齢も20才未満まで引き上げた。民間の賃貸情報サイトに物件情報を掲載し、不動産団体にも協力してもらい空き住戸解消に取り組んでいく。

問 高齢者等の要配慮者に低家賃で貸し出したり、耐震工事中の仮住戸として有効活用してはどうか。

答 考えていない。

問 オーナーとの契約見直しも必要ではないか。また、現在区民住宅で借り上げている物件は、特定住宅にせず区民住宅のまま活用し、特定住宅制度はもつやめよ。

答 特定住宅は、建物所有者と15年間借りる契約で、区営住宅を含む1棟を丸ごと借り上げており、住戸単位での解除は想定していない。直ちに契約を解除し、特定住宅制度を廃止することは考えていない。

問 区営住宅の浴槽設備は、平成21年以前の入居者は設置も改修も自己負担だが、その後の入居者は区負担で浴槽と給湯設備を備えて募集している。従前からの入居者についても区が費用負担すべき。

答 今後負担のあり方を検討する。

教員の多忙解消と中学校の部活動に対する支援について

文部科学省が昨年度「教員勤務実態調査」を実施し、中学校では56%が過労死ラインを超える長時間勤務でした。本年4月、教員の負担軽減につながる部活動指導員を位

置つける省令が施行されました。

問 区教育委員会は6月と秋の2回勤務実態調査を行うというが、どのような調査方法なのか。調査が負担との意見もあり、1回で良いのではないか。ICカードやタイムレコーダーで勤務時間を把握する自治体が増えているが、新宿区でも導入してはどうか。

答 調査は数校選んで行う予定で、2回目については教員の負担に考慮し総合的に判断する。ICカードやタイムレコーダーについては学校とも協議し検討するが、現時点では、管理職に対して勤務時間管理表等を活用して勤務時間を把握するよう促す。

問 国や教育委員会の調査等への対応などの事務量が負担だと回答する教員が多数あり、改善が必要。休憩時間の会議も改善すべき。

答 教育委員会は負担を減らすよう努めており、休憩時間が確保されるよう管理職を指導している。

問 中学校の部活動に関する省令改正を受け、早急に検討を行うとともに、できるところは早急に改善すべき。その際、スポーツ団体との関係が深く実績もある未来創造財団に採用・研修も委託するとともに、予算措置を国と都に要望せよ。

答 区立中学校で128部活動があり、ほとんど週2日以上以上の休養日がある。指導員派遣要請があった53部に外部指導員を配置している。国・都が来春にガイドライン策定予定なのを踏まえ検討を進める。方針が決まるまではスクールスタッフ制度を活用する。

※この他に「まちづくり戦略プラン」「エリア戦略」についても質問しました。

一般質問



佐藤佳一議員

民泊について

宿泊施設はこれまで、保健所・消防・警察・区の建築指導課等が定期的に立ち入り指導してきましたが、今国会で「住宅宿泊事業法」(民泊新法)が成立し、届出だけで営業可能となりました。

問 区は民泊の実態把握は難しいというが、京都市は業者に委託して調査をすすめ、課題も明らかになり対策を講じている。区も京都市に学び、①実態調査し、②新法施行までに「民泊通報・

相談窓口」を開設し、区報等で周知すること、③無許可営業に対抗する指導要領をつくり指導すること、④民泊仲介サイトに無許可物件を削除するよう要請すること。また、マンション管理規約で民泊を禁止している事例を紹介すること。

答 ①行政の指導が強化されて所在地を特定しないサイトが増えており、一斉調査は困難で実施予定はなく、個別苦情情報で対応する。②今後国が相談窓口を設置予定なので役割分担を確認してわかりやすい相談体制を検討し、周知する。③現行旅館業法と同法施行条例で対応している。④新法では業者の監督権限は国にあるので、法令違反サイトを発見したら国に情報提供。マンション管理規約改正については、関係団体に周知し個別相談に応じている。

問 民泊新法の下で条例を制定すべき。条例には①住居専用地域に設置を禁止すること、②区・区民・業者の責務を明記すること、③事業開始前に近隣住民への説明、所管の警察・消防・関係機関と事前協議し、報告することを盛り込むべき。また、賃貸借契約や管理規約に民泊禁止を盛り込み、指導・是正できるようにすべき。

答 条例制定は考えている。盛り込む内容は、①住居専用地域でも営業日数「0日」は新法で認められておらず、今後出される政令等を確認する。②③は新法に規定はないが、ルール作りは必要と考えている。管理規約や賃貸借契約での民泊禁止については、周知・助言をしている。新法には管理規約等の確認に関する規定がないが、政令等でその要件がいたら処罰対象になるので厳正に対処する。



田中のりひで議員

空き家対策について

区が昨年度行った「空家等実態調査」で区内民間建築物48、798棟中441棟が空き家で、内260棟は所有者が特定でき、所有者アンケートを実施しています。所有者が特定できなかった181棟とアンケートが宛先不明で戻ってきた66棟の計247棟が解決困難空き家です。区は今年6月から有識者会議を開き、9月中旬に「空家等対策計画」素案が策定される予定です。

問 相談窓口が、今は3課に分かれているが、一本化を図りワンストップサービスで対応できる「空家総合相談窓口・

空家活用相談窓口」を開設すべき。また空家になる前に対策を相談できる「空家総合相談会」の開催を。

答 3課で相談を受けているが、どこでも適切に対応している。空家総合相談会については、区民が利用しやすい相談会を検討し、空家等対策計画に盛り込む。

問 ①空家利活用の具体的な方針を持つこと、②老朽家屋解体費用を助成し、区の事業に活用すること、③町会等の地域との協力推進を。

答 ①所有者を特定できた方に行ったアンケートでは、利活用の意向があるとの回答が31%、ないが30%だった。有識者会議で利活用に関する意見を出してもらっており、専門家と連携して、新宿区の特性を踏まえた利活用等の相談体制を検討する。②建物除却費用は所有者等の責任で行うべきで、助成は考えていない。③地域住民との連携は

問 建物倒壊や衛生上有害となる恐れがある等の状態にある「特定空家」は区内に何件あるのか、対策を明確にすべき。都と一体に固定資産税減免制度を実施し危険家屋解体をすすめてはどうか。

答 特定空家として指導したものはないが、区の条例で管理不全状態と認定したものは4件あり、内1件は指導した結果除却し、他の3件も指導している。総合的で効果的な改善指導を行う。固定資産税に関しては、2015年から自治体が必要な措置を勧告した場合は固定資産税等の住宅用地特例から除外する税金が大幅に上がるという税制度になっており、建物の状態の推移を把握して解決していく。

区民の声を反映する区政をめざして、日本共産党新宿区議団はがんばります!

●ホームページ <http://www.jcp-shinjuku.com>
各区議のホームページやEメールも
区議団のホームページのリンクからご覧になれます。



ホームページのQRコード